

伊賀市

奨学金の返還を 支援します

伊賀流補助の巻

【補助金額】

年間上限20万円×5年間
(最大100万円)

【対象者】 次の①～⑥の条件を全て満たす方

- ①令和5年4月1日以降に伊賀市内又は定住自立圏域内（笠置町、南山城村、山添村）の企業等に就職された人
- ②奨学金の貸与を受けて就学した大学等を卒業し、自ら奨学金を返還している人
- ③35歳以下の人
- ④申請日において本市に住民票があり申請日から5年以上定住する意思のある人
- ⑤市税の滞納がないこと
- ⑥国家公務員及び地方公務員でないこと